



福岡県医発第 236 号 (地)

平成18年4月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康



職場における喫煙対策について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、厚生労働省が中央労働災害防止協会に委託して行った「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」において、狭いスペースで安価な喫煙室等を設ける工夫・改善方法についての報告書がとりまとめられたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、職場における喫煙対策の充実について一層の推進が図られますよう、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本報告書は厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

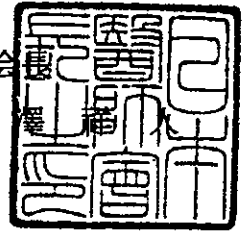
担当理事 永田正和・廣瀬真恵

日医発第56号(地Ⅱ 7)

平成18年4月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
唐



職場における喫煙対策について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

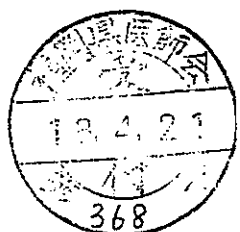
さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、職場における喫煙対策について、本職あてに別紙のとおり周知・協力方依頼がありました。

厚生労働省では、平成15年5月9日付基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」あるいは平成17年6月1日付基安発第0601001号「「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について」に基づき、職場における喫煙対策を行ってまいりました。

今般、中央労働災害防止協会に委託して行った「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」において、狭いスペースで安価な喫煙室等を設ける工夫・改善方法について報告書がとりまとめられました。

同報告書は厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>) に掲載されておりますので、ご覧いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても職場における喫煙対策の充実について一層の推進が図られますよう、貴会管下郡市区医師会に対して周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



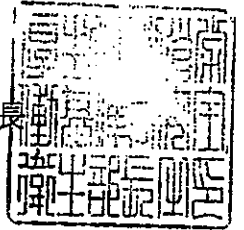


基安発第 0403002 号

平成 18 年 4 月 3 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



職場における喫煙対策について

職場における喫煙対策については、平成 15 年 5 月 9 日付基発第 0509001 号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」により受動喫煙防止対策のために喫煙室の設置など事業場が講ずべき原則的な措置を示しており、平成 17 年 6 月 1 日付基安発第 0601001 号「「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について」においては、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合等には、受動喫煙を確実に防止する観点から全館禁煙を勧奨するなど喫煙対策の周知徹底に努めているところです。

これら喫煙対策の一環として平成 16 年度に実施した「喫煙対策ガイドラインの普及度調査」では、82.8%の事業場が何らかの喫煙対策を行っているものの、喫煙対策に取り組んでいない事業場では「喫煙場所を設けるスペースがない」又は「取り組むための資金がない」など喫煙対策を講じる上での問題点等が明らかとなりました。今般、中央労働災害防止協会に委託して行った「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」において、狭いスペースで安価な喫煙室等を設ける工夫・改善方法について別添の報告書がまとまりましたので、職場における喫煙対策の充実について一層の推進が図られるよう、貴傘下会員等に対し周知方よろしく申し上げます。

なお、同報告書は厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>) に掲載し、関係事業場等の利用に供することを予定しておりますので併せてご活用下さい。

職場における喫煙対策ガイドラインに対応した

喫煙対策編



厚生労働省／中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター

職場における喫煙対策について、厚生労働省では平成8年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を策定し、推進してきましたが、平成15年5月1日から施行された健康増進法において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講じることが努力義務化されたこと等を受け、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、屋外排気型の喫煙室の設置等、一層の受動喫煙防止対策の充実を図るため、平成15年5月、旧ガイドラインを見直し、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を新たに策定しました。

受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、

鼻閉、頭痛の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等の生理学的反応等に関する知見等が得られており、また慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学的研究もあります。さらに、喫煙が脳・心臓疾患発生のリスクを高めるという知見もあること等から、より適切な受動喫煙防止対策が必要とされております。

なお、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合、喫煙室が設けられている場合であっても、喫煙室が屋外排気型になっていない等、十分な対応を行うことが困難な場合には、受動喫煙を確実に防止する観点から全面禁煙による対策を推奨しています。

ガイドラインのポイントについて、
事例でご紹介します

第1ポイント

喫煙室の設置

喫煙室



ガイドラインでは喫煙室の設置を推奨しています。喫煙室は、出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない喫煙のための部屋です。開口面は、大きすぎても小さすぎても、必要な風速や排気風量が得られません。

なお、喫煙室の設置が困難な場合には、天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等により非喫煙場所に対する開口面を可能な限り小さくした喫煙コーナーを設置します。

●部屋の一角をパーティションで仕切り、奥に換気扇を設けた喫煙室の例。出入口にのれんをたらし、開口面を小さくし、必要な風速等を確保。開放感を出すため、周囲には透明なアクリル板を使用。

第2ポイント

喫煙室の空気を直接屋外に排出する方式

改修前



ガイドラインでは、たばこの煙を直接屋外に排出する方式を推奨しています。

●空気清浄装置により分煙対策を実施していたところ、たばこの煙や臭いがフロアに漏れていた。

改修後

排気口



外気排出専用ダクト



●天井には排気口、天井裏に送風機を設置し、外気排出専用のダクトに直結することにより排気口から吸引したたばこの煙を屋外に排出するようにした。

換気扉により屋外に排気している喫煙室



●オフィスの窓の一部を切り取りアルミ枠を付け、換気扇を設置した。



●換気扇の設置位置は、部屋のレイアウトや窓の位置により工夫した。

第3ポイント

喫煙室へ向かう気流として0.2m/秒以上の確保



ガイドラインでは、喫煙室から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの流入を防止するため、その境界において、喫煙室に向かう速度を0.2m/秒以上とする措置を講ずるよう定めています。

職場における分煙効果判定のための記録用紙（喫煙コーナーの例）

- 1.測定実施者 庶務課 霞ヶ関太郎
- 2.測定の目的（○印）
 - （1）喫煙対策前の測定
 - （2）喫煙対策実施後に効果を把握するための測定
 - （3）喫煙対策の効果を維持管理するための測定
- 3.測定の実施日等

実施日	喫煙状況	測定点の高さ	
平成15年5月9日	・昼休みに喫煙が集中している。	浮遊粉じん	120cm
		CO	120cm
測定場所 5F喫煙コーナー	・1日の全喫煙本数は、約35本である。	風速	上 186cm
			中 100cm
			下 10cm

8.分煙効果の評価項目

測定場所	測定項目	1回目 9:00 ～10:00	2回目 13:00 ～14:00	3回目 16:00 ～17:00
喫煙室等 と非喫煙 室場所と の境界	・平均浮遊粉じん濃度	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³
	・CO濃度	1ppm	1ppm	1ppm
	・非喫煙場所から喫煙室等へ向かう気流の風速	上:0.3m/s 中:0.2m/s 下:0.3m/s	上:0.3m/s 中:0.2m/s 下:0.3m/s	上:0.3m/s 中:0.2m/s 下:0.3m/s
	・視覚・嗅覚によるたばこの煙の洩れ	有・無	有・無	有・無
喫煙室等	・平均浮遊粉じん濃度	0.14mg/m ³	0.15mg/m ³	0.14mg/m ³
	・CO濃度	1ppm	2ppm	1ppm
非喫煙場所	・平均浮遊粉じん濃度	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³
	・CO濃度	1ppm	1ppm	1ppm

屋外の喫煙コーナー



●喫煙場所の表示板、防火用バケツを設置した屋外の喫煙コーナー

その他のポイント

喫煙対策を実効あるものとするために、ガイドラインでは喫煙行動に関する具体的な基準（喫煙行動基準）を明示しています。

喫煙室利用の基本ルール（表示の例）

喫煙室ご利用の際は次の基本ルールを遵守して下さい。

- 1 喫煙室のドアを閉めましょう。
- 2 換気扇の稼動状況を確認しましょう。
- 3 定員を守りましょう。
- 4 灰皿、椅子等は持ち込まないようにしましょう。
- 5 あらかじめ、決められた位置で喫煙をするようにしましょう。
- 6 たばこを吸い終わったら、火が消えていることを確認して吸い殻入れに捨てましょう。

●喫煙室のドアに定員、喫煙位置を表示している。

喫煙行動基準

- 1 喫煙室等における喫煙範囲の遵守
- 2 喫煙許容人数
- 3 灰皿、いす、テーブル等の取扱い
- 4 吸い殻の取扱い



職場における喫煙対策のためのガイドライン(抄)

(平成15年5月9日付け基発0509001号厚生労働省労働基準局長通達)

基本的考え方

- 1 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として職場で組織的に取り組み、全員参加の下に確実に推進すること。
- 2 本ガイドラインは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示したものであり、事業者は、本ガイドラインに沿いつつ、事業場の実態に即して職場における喫煙対策に積極的に取り組むことが望ましいこと。
- 3 適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙と空間分煙があり、本ガイドラインは、空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものであること。

経営首脳者、管理者、労働者の果たすべき役割

経営首脳者、管理者、労働者は、協力して喫煙対策に取り組むとともに、それぞれ次の役割を果たすよう努めること。

- 1 経営首脳者は、喫煙対策の円滑な推進のために率先して行動すること。
- 2 管理者は経営首脳者の基本方針の下に対策の円滑な推進のために積極的に取り組み、喫煙者等が守るべき喫煙行動基準に従っていない者に対して適切な指導を行うこと。
- 3 労働者は自ら喫煙対策を推進することが特に重要であることを認識し、喫煙対策について積極的に意見を述べること。

喫煙対策の推進計画

喫煙対策の推進計画は、衛生委員会等で検討し、当面の計画及び中長期的な計画を策定すること。

喫煙対策の推進体制

喫煙問題を喫煙者と非喫煙者の個人間の問題として、当事者にその解決を委ねることは、喫煙者と非喫煙者の人間関係の悪化を招くなど、問題の解決を困難にする可能性がある。

そのため、事業者の責任の下に次の措置を講じること。

- 1 衛生委員会等の下に喫煙対策委員会を設置し、喫煙対策を具体的に推進するための合意形成の方法の検討、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討すること。
- 2 喫煙対策の担当部課やその担当者を定め、喫煙対

策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、苦情処理等の喫煙対策全般についての事務を所掌させること。

施設・設備の対策

- 1 喫煙室又は喫煙コーナー（以下、「喫煙室等」という。）の設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること。
- 2 喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式である喫煙対策機器を設置すること。

やむを得ない措置として、たばこの煙を除去して屋内に排気する方式である空気清浄装置を設置する場合には、喫煙室等の換気に特段の配慮を行うこと。

職場の空気環境

- 1 浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とするように必要な措置を講ずること。
- 2 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とするように必要な措置を講ずること。

なお、職場の空気環境の測定は、喫煙対策実施の効果を把握するために喫煙対策の実施の前後に行う他、その効果を維持管理するために定期的に行うこと。

喫煙に関する教育等

受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行うこと。

喫煙対策の評価

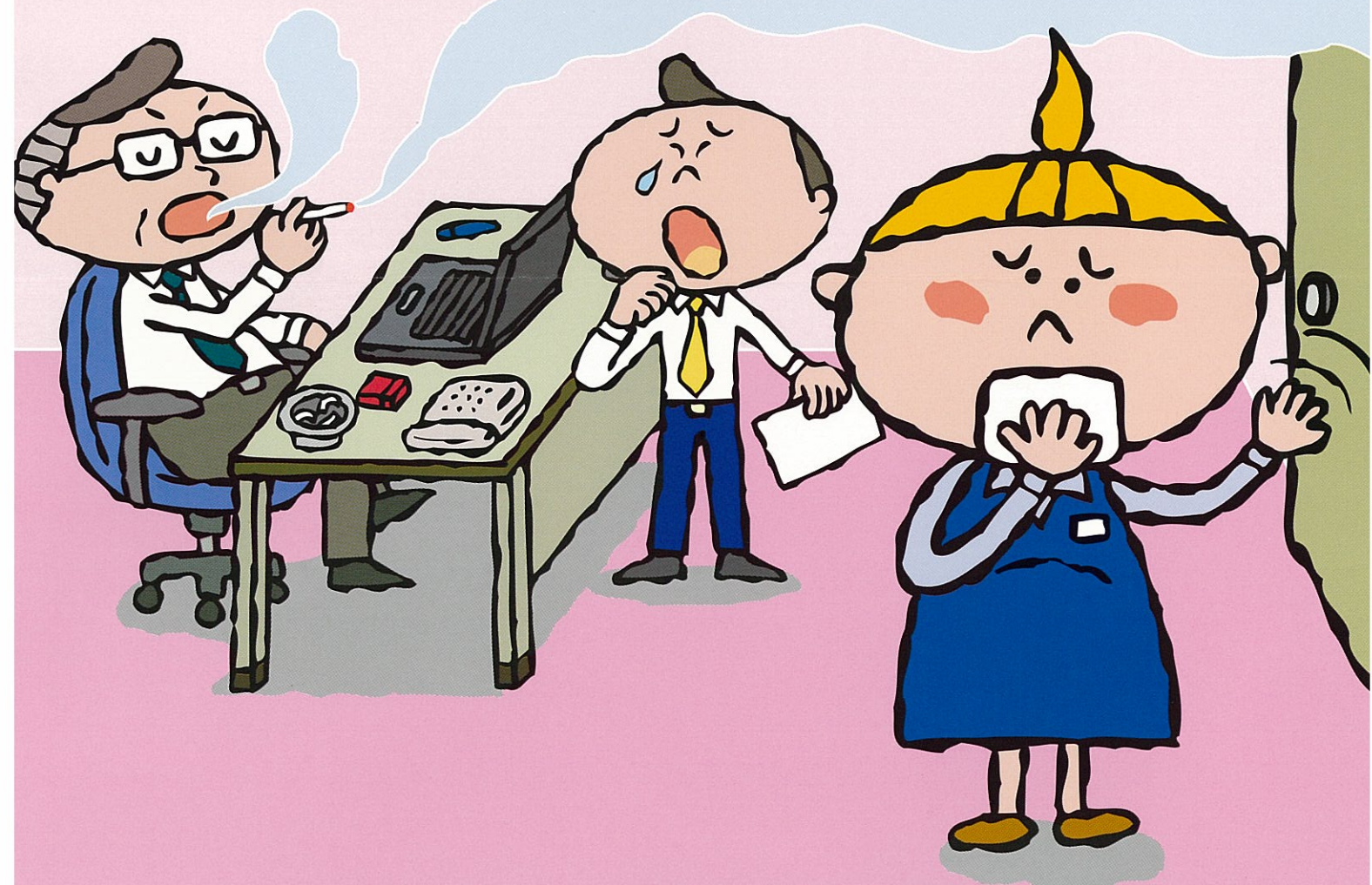
定期的に喫煙対策の推進状況及び効果の評価を行い、その結果に基づいて必要に応じて喫煙対策の改善を進めること。

その他の留意事項

- 1 喫煙者と非喫煙者が相互の立場を十分に理解すること。
- 2 妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、格別の配慮を行うこと。
- 3 喫煙対策の周知を図るため、禁煙場所の表示、ポスターの掲示等を行うこと。
- 4 喫煙対策の事例等の情報を収集し、関係者に提供すること。

やめてください

そのひとことが 言えなくて



**職場の喫煙対策に
社内全体で取り組みましょう。**